

昭和三十一年(西暦一九五六年四月二十七日) 損害賠償請求事件

原爆訴訟鑑定意見比較对照表

鑑定意見	人	鑑定意見	人	鑑定意見
鑑定意見 鑑定事項 氏名	田畠茂二郎	鑑定意見 鑑定事項 氏名	安井郁	鑑定意見 鑑定事項 氏名
一、(一) 結論。『國際法に違反する。 理由、空襲の法理に照れ、 広島・長崎は無防備都 市であったこと。 投下行は』	結論、『國際法に違反する。 理由、人道の法則より生ずる 苦痛に対する爆撃 當時広島・長崎は無防備都 市であったこと。	結論、『國際法に違反する。 理由、人道の法則より生ずる 苦痛に対する爆撃 國際法特に不必要の苦痛 を与えようであること。	結論、『國際法に違反する。 理由、無差別攻撃禁止特 に反してゐる 國際法特に不必要の苦痛 を与えようであること。	結論、『國際法に違反と判断す べき筋が強い。 理由、無差別攻撃禁止特 に空爆における軍事目標義 による規律制限に違反してい る。
二、非戦斗員である日本公民と 威嚇する目的をもつてしたこ とを及ぼす無差別爆撃を禁 止する原則に背いてゐる。	二、非戦斗員たる一般市民に傷害 による規律制限に違反してい る。	二、非戦斗員たる一般市民に傷害 による規律制限に違反してい る。	二、非戦斗員たる一般市民に傷害 による規律制限に違反してい る。	二、非戦斗員たる一般市民に傷害 による規律制限に違反してい る。
三、不必要な苦痛を与えては不 可な原則に背いてゐる。	三、不必要な苦痛を与えては不 可な原則に背いてゐる。	三、不必要な苦痛を与えては不 可な原則に背いてゐる。	三、不必要な苦痛を与えては不 可な原則に背いてゐる。	三、不必要な苦痛を与えては不 可な原則に背いてゐる。

事実の調査判断によると、かかる  
設置が全般的集中的であつたかどうかの

田畠茂二郎

日本の場合

結論、日本の「内法違反」と考へる。

一〇(二)

広島長壽

原爆投下行

辱は日米

理由、當時の憲法(旧憲法)体制下  
でも國際慣習法が「内的」効力を  
もち、条約も公布により「内」効力  
ももち、条約も公布により「内」効力

刀をもつとされた。

西口の「皮

米口の場合

法違反た

結論、米口の「内法違反」と考へる。

り得るか。

理由、米憲法を基にすり又譲りにす  
る「内」効力をもち、後漢優先の原則則か僅くとして、當時前記の「内法  
を改焼する」は誤りではないが、

安井郁

高野雄一

鑑定事項/名	田畠茂二郎	安井郁	高野雄一
二、相手の当該被害による損害賠償請求権	結論、国際法上の國家責任格が認められてはいない。(例外、サマーラー条約三五七条)	結論、国際法的には、被侵害の原則によつて、加害者は損害を賠償する責任を負う。理由、国際法的には、被侵害の原則によつて、被侵害者は相手に直接追及するが、相手は長は二つの責任を直接追及するのである。(例外、第一次世界大戦のケルサイユ条約二五七条)	結論、国際法的には、否認的に考へられる。
三、相手の当該被害による損害賠償請求権	直接加害口座による損害賠償請求権(民法上)として、鑑定事項については、「國法の規定」(民法上)によつて、相手は相手に直接追及するが、相手は長は二つの責任を直接追及するのである。(例外、第一次世界大戦のケルサイユ条約二五七条)	直接加害口座による損害賠償請求権(民法上)として、鑑定事項については、「國法の規定」(民法上)によつて、相手は相手に直接追及するが、相手は長は二つの責任を直接追及するのである。(例外、第一次世界大戦のケルサイユ条約二五七条)	直接加害口座による損害賠償請求権(民法上)として、鑑定事項については、「國法の規定」(民法上)によつて、相手は相手に直接追及するが、相手は長は二つの責任を直接追及するのである。(例外、第一次世界大戦のケルサイユ条約二五七条)
四、相手の当該被害による損害賠償請求権	外見せざる。従つて、違法な行為があつたからといふと、損害賠償の請求ができるものではない。	外見せざる。従つて、違法な行為があつたからといふと、損害賠償の請求ができるものではない。	外見せざる。従つて、違法な行為があつたからといふと、損害賠償の請求ができるものではない。

結論、一、同条の「日民の請求権」とは

日民自身の請求権を意味する。

二、日民の請求権とは多くは戦時

条約で放棄の非常措置に基づく損害対す

きれた「日民の請求権などと非戦貢

の損害賠償権は「本法」による譲

へかなるものめらかに否かによつて含まれるか

どうかが決る。

か。 同条の  
是日民の請  
求権を含む  
するか。

請求権とは  
の損害賠償権は「本法」による譲

へかなるものめらかに否かによつて含まれるか

どうかが決る。

理由、二 参照。

同条の  
是日民の請  
求権を含む  
するか。

理由、一 國際法及の行爲によつて  
生じた損害につづける賠償請求権

口承責任の原則によつて生じるもの

ひちそ講和条約の取扱いによつて  
生じた損害の取扱いによつて

初の立場ではない。

二 之の賠償請求権は、國家が  
行はざるものであるから日民自身

に有するものだから。

日民の所屬國家が日民の損害に  
に対する請求権を相手にに対する  
放棄することには、國家の立場  
行はざるものであるから日民自身  
に有するものだから。

三 約法の効力の範囲を体系に。

結論、五条の「日民の請求権」とは

内法の規定いかんにあらず、日民が

生じた損害賠償請求権を含む  
外口に付して直接請求しうる場合

かあるので、当該請求をあらんばかり

を括めて国家が放棄したもの

と考えられる。

外交保護権の範囲につき

ものではない。

外交保護権の範囲につき

ものではない。

外交保護権の範囲につき

ものではない。

外交保護権の範囲につき